

福島第二原子力発電所4号機の安全確保に係る取組状況について

平成20年4月24日

東京電力(株)福島第二原子力発電所4号機(以下「当該機」という。)は、平成20年2月3日から平成20年4月下旬までの予定で原子炉を停止し、第15回定期検査(定期事業者検査)を実施している。この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等により、適宜、報告を受け、立地町とともに当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。その結果は、以下のとおりである。

当該機においては、今停止期間中に、原子炉、タービン等機器・構造物の定例的な点検を計画的に実施するとともに、ジェットポンプビーム修理工事等、トラブル再発防止、予防保全の取組みが進められ、さらに、不適合情報の公開等、情報公開への努力も積み重ねてきている。

不適合情報の公開については、これまでの運用実績を踏まえ、わかりやすさに配慮した公表区分の見直しを行い、平成20年4月1日から適用を開始しているが、発電所運営の透明性の確保という主旨を踏まえ、情報公開の徹底に努めていくこととともに、不適合事象の減少、作業品質の改善に導いていくため、一層の工夫と努力が求められる。

計算機プログラムの問題により配管設計での応力解析の一部に不備が確認された問題に関して、当該機については、過去に同プログラムを用いて計算した主蒸気系配管等の構造強度の再評価を実施し、構造強度に問題がないことを確認している。事業者においては、現在、誤りの原因究明と再発防止対策を取りまとめているが、今後、構造強度計算等に用いられている他の計算プログラム全般に対しても、誤りが見逃されていないか改めて計画的に確認を行っていく必要がある。

事業者においては、平成20年3月31日には、当該機を代表プラントとして耐震安全性の再評価の中間報告を行っているが、現在進めている追加の地質調査結果を含め、最新の知見を適切に反映し、耐震安全性の再評価を迅速かつ確実に実施するとともに、平成19年7月の新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の事態を踏まえ、ハード、ソフト両面にわたる耐震安全、信頼性向上の対策を速やかに実施し、原子力発電所の総合的な耐震安全性確保・向上を図っていくことが求められる。

今後、当該機においては、起動試験の各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、引き続き、一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、安全・安心対策を、立地地域を始め県民の目に見える形で一つひとつ着実に、かつ継続的に実施し、信頼回復に向けた努力を積み重ね、その実績を結果として示していくことが求められる。

県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心を基本に、事業者の安全確保、信頼回復に向けた取組状況について確認していく等、適切に対応していくこととする。